令

和 五. 年 第三回 定 例 県議 会 議 案に対 する教育委 員 숲 \mathcal{O} 意 見 に 0 V て

臨 (昭和三十二 時 に 代 理 L 五. 育 年委員 処 分した 分会の 教育 権限 \mathcal{O} で、 委 に 同員属 会規則におる事 条第二 項第務の五の 規 号定 部 足により報告は 第三条第一項 する。現の規 規し 定又 には 基臨づ時 き に ・ 件 代 別 理 が紙のとおり 吐させる規則

令和五年九月二十一日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男

(公印省略)

教委教改第933号 令和5年9月13日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会 教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について(回答)

令和5年9月12日付け財第337号で照会のあった上記のことについて、 下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

(公印省略)



財 第 337 号 令和5年9月12日

大分県教育委員会 教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について(照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 議案名
 - 令和 5 年度大分県一般会計補正予算関係部分
 - ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について
- 2 議案提出県議会 令和5年第3回定例会

第70号議案

令和5年度 大分県一般会計補正予算(第2号)

令和5年度大分県一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,224,509千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 743,835,509千円 とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。 (債務負担行為の補正)
- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年9月19日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳

入

	款 項					既	定	額	補	正	額	計						
9	国	庫	支	出	金				7				13!	千円 5,886,158			千円 6,678,379	千円 142,564,537
	100					2	国	庫	補	助	金		100	6,644,770			6,678,379	113,323,149
12	繰		入		金			9					24	4,980,138			325,816	25,305,954
						2	基	金	繰	入	金		24	4,578,675			325,816	24,904,491
13	繰		越		金		ě.			Ŧ				100			8,836,314	8,836,414

			1 繰	越	金	100	8,836,314	8,836,414
15 県		債				60,013,000	3,384,000	63,397,000
		×	1 県		債	60,013,000	3,384,000	63,397,000
歳 入	合	計				724,611,000	19,224,509	743,835,509
			-					

											3				
								葴	Ţ		ł	出			
		款				項			既	定	額	補	正	額	計
2	総	務	費				2.00			2	千円			千円 2,241,863	千日 29,990,663
				2 企		迪		費			9,978,451			2,241,863	12,220,314
6	農	林 水 産	業費							Ę	52,734,233			1,275,900	54,010,133
				4 林		業	Ì	費]	2,658,965			1,275,900	13,934,865
8	土	木	費						4	3	33,665,041			436,800	84,101,841
				3 河	Л	海	岸	費		6	21,272,859			436,800	21,709,659
10	教	育	費							11	5,694,809			1,836	115,696,645

	7 社 会 教 育 費	2,562,118	1,836	2,563,954
11 災 害 復 旧 費		23,531,195	8,413,700	31,944,895
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	7,848,841	959,700	8,808,541
	2 土木施設災害復旧費	15,322,354	7,454,000	22,776,354
13 諸 支 出 金		75,102,463	6,854,410	81,956,873
	1 積 立 金	1,872,163	6,854,410	8,726,573
歳 出 合 計		724,611,000	19,224,509	743,835,509

第 2 表						,			
		繰	越	明	許	費			
款		項		事	業	名		金	額
2 総 務 費									千円 20,000
	2 企	画	費					-	20,000
				盛土災害防止	調査費(森林保	全課分)			10,000
		×		盛土災害防止	調査費(都市・	まちづくり推進	課分)		10,000
6 農 林 水 産 業 費									5,379,000
	3 農	地	費				,		1,045,000

		,	基幹水利施設保全対策事業費	40,000
			農業水利施設保全合理化事業費	170,000
			小水力発電施設整備事業費	23,000
			水田畑地化推進基盤整備事業費	230,000
			畑地帯総合整備事業費	145,000
4			産地基幹農道整備事業費	51,000
			農村振興総合整備事業費	15,000
		×	中山間地域総合整備事業費	92,000
			演習場周辺障害防止対策事業費	102,000
			防災重点農業用ため池等整備事業費	177,000
4 林	業	費		3,445,000
			森林基幹道開設事業費	149,000
			森林管理道開設事業費	117,000

		復旧治山事業費	674,000
		予防治山事業費	698,000
		林地荒廃防止事業費	16,000
		山地防災力強化総合対策事業費	30,000
,		地すべり防止事業費	108,000
		災害関連緊急治山事業費	1,653,000
	5 水 産 業 費		889,000
		沿岸漁場基盤整備事業費	292,000
	,	水産流通基盤整備事業費	170,000
		水産生産基盤整備事業費	50,000
		水産物供給基盤機能保全事業費	177,000
		漁港施設機能強化事業費	180,000
	,	漁港海岸保全施設整備事業費	20,000

	The state of the s		
8 土 木 費			12,483,076
	1 土 木 管 理 費		443,076
		県有建築物保全事業費	43,076
		県有建築物防災対策推進事業費	400,000
	2 道 路 橋 梁 費		6,130,000
		(単) 道路防災事業費	90,000
		(単) 道路施設補修事業費	200,000
		(公) 交通安全事業費	450,000
		(公)道路防災事業費	300,000
		(公) 道路施設補修事業費	1,400,000
		(公) 道路改良事業費	3,020,000
		(単) 道路改良事業費	630,000

	道路関係受託事業費	20,000
	(単) 橋梁整備事業費	20,000
3 河 川 海 岸 費		3,970,000
	(単)河川海岸改良事業費	130,000
	(単) 緊急河床掘削事業費	60,000
	(公) 広域河川改修事業費	530,000
	(公) 河川緊急情報基盤整備事業費	30,000
	(公) 河川災害関連事業費	140,000
	(公) 治水ダム建設事業費	60,000
	河川施設災害防止緊急対策事業費	330,000
	河川関係受託事業費	40,000
	災害関係受託事業費	40,000
,	(公) 海岸環境整備事業費	20,000

	(公) 津波危機管理対策緊急事業費(河川課分)	30,000
	(公) 侵食対策事業費	20,000
	(公) 津波危機管理対策緊急事業費(港湾課分)	40,000
	(単) 砂防改修事業費	30,000
	(単) 急傾斜地崩壊対策事業費	150,000
,	(単) 砂防施設再生事業費	10,000
	(公) 通常砂防事業費	410,000
	(公) 火山砂防事業費	200,000
	(公) 特定緊急砂防事業費	10,000
	(公) 地すべり対策事業費	70,000
y	(公) 急傾斜地崩壊対策事業費	260,000
	(公) 砂防施設緊急改築事業費	180,000
	(公) 砂防災害関連事業費	60,000

		2		(公) 緊急砂防事業費	540,000
•				(公) 緊急地すべり対策事業費	210,000
				砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費	370,000
	4 港	湾	費		670,000
				(公) 重要港湾改修事業費	180,000
				(公) 地方港湾改修事業費	290,000
				(公) 港湾改修統合事業費	200,000
	5 都 市	計	画 費		770,000
		3		(単) 街路改良事業費	50,000
				(公) 街路改良事業費	650,000
				県営都市公園施設整備事業費	10,000
				(公) 県営都市公園長寿命化等対策事業費	60,000
	6 住	宅	費		500,000

		県営住宅等管理対策事業費	20,000
		(公) 県営住宅建設事業費	410,000
		(公) 既設県営住宅改善事業費	70,000
10 教 育 費			599,000
	4 高 等 学 校 費		599,000
		高等学校施設整備事業費	599,000
11 災 害 復 旧 費			8,840,000
			700,000
		農林水産関係災害時緊急対応事業費	50,000
		漁港災害復旧事業費	650,000
	2 土木施設災害復旧費		8,140,000

(14)

	. (/_		(公) 災害復旧事業費(河川課分)	7,800,000	
			土木関係災害時緊急対応事業費	340,000	
合	計			27,321,076	

第 3 表

債務負担行為補正

追 加

~	事	項	期	間	限	度	額
1	別府コンベンションセンター管理運営委託料		令和5年月 令和10年月				千円 147,337
2	青少年の森等管理運営委託料		令和5年月 令和10年月				420,400
3	大分スポーツ公園等管理運営委託料		令和5年月 令和10年月				3,075,835

第 4 表

地 方 債 補 正

変 更

+-1	生 の 口	44	補	正		前	 補	正		後	摘	要
正	起債の目的	HV I	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	Jiej 2	У.
治	Щ	費	千円 1,359,000				千円 1,742,000					
河	JII	費	3,592,000				3,681,000			,		
砂	防	費	2,825,000				2,908,000				y.	
漁港旅	拖 設 災 害	復旧費	166,000				285,000					
土木旅	拖設災害	復旧費	3,213,000				5,923,000	·				

(注)起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

第七十八号議案

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正につい

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年九月十九日提出

大分県知事 佐

藤

樹

郎

大分県立学校の設置に関する条例の 一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例 (昭和三十九年大分県条例第五十七号) 0) 一部を次のよ

うに改正する。 別表の特別支援学校の部の大分県立大分支援学校の項の次に次のように加える。

大分県立中央支援学校

大分市東大道二丁目五番

この条例は、

令和五年十月十日から施行する。

則

理

由

童生徒数の増加に伴う教室不足を解消するため、 特別支援教育推進計画に基づき、県立新生支援学校及び県立大分支援学校に在籍する児 新たに県立中央支援学校を設置したいの

-20-

教育財務課

第70号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算(第2号)について

【令和5年度9月補正予算案の概要】

(単位:千円)

事業名	予算案	事業の概要	所 管 課
1 文化財保存事業補助事業		被災した文化財の復旧を行う市等に対し助成する。 ・国指定重要無形文化財 小鹿田焼(日田市) ・県指定有形文化財 羅漢寺橋(中津市)	文化課

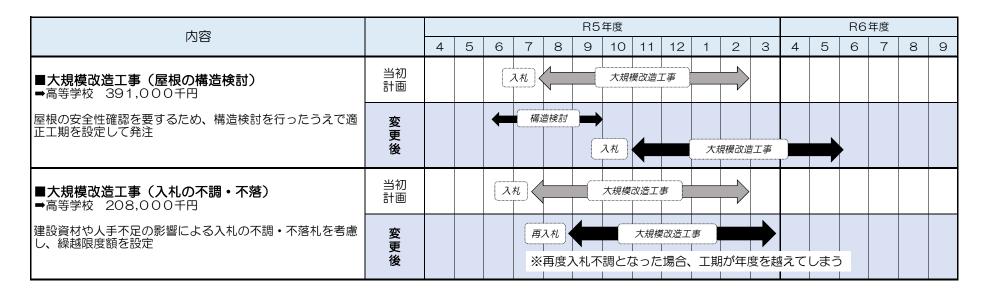
※ 予算案欄の上段 () は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計。

(単位:千円)

教育委員会計	令和5年度 既決予算額	令和5年度 9月補正予算案	計
WHANA FI	106, 510, 232	1,836	106,512,068

教育財務課

【R5→R6早期繰越事業 】



教育財務課

第78号議案

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

1 改正内容

大分市内における特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、大分県立中央支援学校を設置するもの。

2 改正理由

令和4年12月に改訂した「第三次大分県特別支援教育推進計画」において、大分市内の2校の特別支援学校(新生支援学校、大分支援学校)に在籍する児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、新たに知的障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校の設置が示された。

これまで、校舎等の整備や校名候補の決定等を行い、令和6年4月の開校に向けた準備を更に進めるため、本条例改正を行う もの。

3 施行期日

令和5年10月10日

中央支援学校への転学の手続きや、入学者選考など開校に係る準備を円滑に進めるため、上記の期日としたい。